

山梨県公報

第千九百九十号

平成二十一年

十月二十二日

木曜日

目次

告示

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正 五六七

道路の区域変更(三件) 五六七

道路の供用開始 五六八

河川区域の指定 五六八

建築物の屋根を不燃材料で造り又はふかなければならない区域を指定の一部改正 五六八

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請 五六八

農業振興地域の区域の変更 五六九

市街地再開発組合の定款の変更認可 五六九

告示

山梨県告示第三百七号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、一(三)14、二1及び二8の改正規定は、平成二十二年三月八日から施行する。

平成二十一年十月二十二日

山梨県知事 横内正明

一(三)14中「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富士川町」に改め、一(四)中「山梨県県土整備部建築指導課」を「山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室」に改め、二1及び二8中「南巨摩郡諏沢町及び南部町」を「南巨摩郡南部町」に改める。

山梨県告示第三百八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 茅野北杜葎崎線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市長坂町大字富岡字富岡三三〇〇番の 一地从先から	九・七		九・七	三三・二
		一三・〇		
北杜市長坂町大字富岡字富岡三三〇〇番の 一地从先まで	九・七		九・七	三三・二
		一三・〇		

山梨県告示第三百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 日野春停車場線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市長坂町大字富岡字富岡三三〇〇番の 一地从先から	九・七		九・七	三三・二
		九・七		

北杜市長坂町大字富岡字富岡三三〇〇番の 一地先まで	新	一三・〇 一三・〇	二三・二
	旧		

山梨県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横手日野春停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市長坂町大字富岡字富岡三三〇〇番の 一地先から 北杜市長坂町大字富岡字富岡三三〇〇番の 一地先まで		九・七 九・七	一三・〇 一三・〇	二三・二 二三・二
	新			

山梨県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜葎 崎線	北杜市長坂町大字富岡字富岡二 八一九番の九一地先から 北杜市長坂町大字富岡字富岡一 番の一地先まで	一〇〇・〇	平成二十一年十月二十 二日

山梨県告示第三百十二号

富士川水系に係る指定区間の一級河川本谷川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

次の図面（第一号図から第十三号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域（図面省略）

山梨県告示第三百十三号

建築物の屋根を不燃材料で造り又はふかなければならない区域を指定（昭和二十五年山梨県告示第二百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月八日から施行する。

平成二十一年十月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

表中「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡身延町」に、「南巨摩郡身延町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 おたすけねっと
 - 2 代表者の氏名 渡邊保
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市城東二丁目十番十六号
 - 4 定款に記載された目的
 - この法人は、介護を含む将来の不安に対して生活支援や介護サービスの普及、充実に関する事業を行い介護サービスの向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年十月十三日から同年十二月十二日まで

● 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり農業振興地域の区域を変更する。

平成二十一年十月二十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 変更に係る農業振興地域名 増穂・罫沢農業振興地域
- 二 変更に係る区域
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課及び峡南農務事務所に備え置いて縦覧に供する。）

● 市街地再開発組合の定款の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次のとおり定款の変更を認可した。

平成二十一年十月二十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 組合の名称 甲府紅梅地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成十九年一月から平成二十三年五月まで

三 施行地区

- 甲府市丸の内一丁目三四四番、三四四番一、三四五番、三四五番三、三四六番、三四七番、三四八番一、三四八番二、三四八番三、三四八番四、三四八番五、三四九番、三五〇番一、三五〇番二、三五〇番三、三五〇番四、三五〇番五、三五六番、三五七番、三六〇番、三六一番、三六二番、三六三番、三六四番、三六五番、三六六番、三六七番、三六八番、三六九番、三七〇番、三七一番、三八七番、三八五番、三八八番及び三八九番の全部並びに四八四番の一部
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 甲府市丸の内一丁目十六番十号 平成十九年一月十八日
- 五 定款の変更の認可の年月日 平成二十一年十月二十二日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番